

神戸地方裁判所委員会（第19回）議事概要

1. 日時

平成22年7月2日（金）午後3時00分から午後5時20分まで

2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室（5階）

3. 出席者

（委員）

川合昌幸，小原浩司，杉村和朗，杉山力子，大同章成，田中昌利，中内仁，東尾龍一，森川憲二，安井宏（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

和田清子，秋友幸治，栗山和昭

（庶務）

油谷和夫，石川浩洋，吉田泰造，角間猛彦，藤井祥裕，太田幸枝，佐藤一徹

4. 議事（◎は委員長，○は委員の発言。●は裁判所及び検察審査会事務局からの説明）

4.1. 委員の交替（新任委員の紹介）

小原浩司委員（平成22年4月1日付け）及び川合昌幸委員（平成22年6月23日付け）の紹介があった。

4.2. 委員長の選任

前田順司委員長が退任し，川合昌幸委員が委員長に選任された。

4.3. 改善事項の報告

前回の委員会における委員の意見に基づく改善事項の報告があった。

4.4. 検察審査会制度（和田清子神戸第一検察審査会事務局長，秋友幸治神戸第二検察審査会事務局長）

検察審査会DVD「検察審査員」を視聴後，裁判所と検察審査会との関係，

検察審査会と検察審査会事務局との関係等，裁判員制度と検察審査会制度及び裁判員と検察審査員の相違点，制度の実施状況についての説明があった。

4.4.1 意見交換

- 昨年検察審査会法が改正され，起訴議決が話題となるなど社会的に注目されているが，この法改正により弁護士の役割がかなり重要となっていることから，弁護士としての立場から個人的に補足したい。

今回の法改正により，弁護士は，審査補助員（検察審査会は，審査を行うに当たり，法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは，弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる。）及び起訴議決がされた事件の指定弁護士（地方裁判所が検察官の職務を行う弁護士を指定し，この指定弁護士が検察官に代わって公訴を提起する。）として制度に関与することとなった。弁護士としては，審査補助員及び指定弁護士となった際，検察官の資料を基礎に法令解釈や事実上及び法律上の問題点を整理した上で争点整理や立証活動を行うのであるが，検察庁が証拠不十分や嫌疑不十分の判断をした事件について，弁護士が起訴するのであるから，特に大きな事件では弁護士の負担と責任は非常に大きなものとなる。このため，必要な資料収集のために警察や検察に対して協力関係を築くことが重要なポイントとなる。また，検察審査員の方々も，感情的な面で事件を捉えて審査されることがないようにしていただきたいということなども，今後の問題提起としたい。

- ①検察審査員をくじで選定することについて，「くじ」という言葉は，最近聞き慣れない古めかしい印象を受ける言葉であるが，くじで行う意味について教えていただきたい。

②検察審査会長は検察審査員から互選されるということだが，法律のプロの裁判官が3人，素人が6人という構成の裁判員制度と異なり，素人である検察審査会長は議論をうまく進行できるのか。

- ①「くじ」という用語は，検察審査会法で使われている言葉であるが，現在，検察審査会ではパソコンを使って検察審査員を選定している。

なお、選定の際には、公正を担保するために、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事が立ち会っている。

- 裁判員裁判においても、パソコンで裁判員を選定している。参審制を取るフランスにおいては、壺の中にある番号札を取って選定しており、先進諸国でもくじを用いている。パソコンでは、あっという間に選定されるが、むしろ、このようなくじの方が適正に選定されたイメージがあるとも言える。
- ◎ 裁判員法及び公職選挙法などでも、「くじ」という用語が使用されているが、ここで規定されているくじは、無作為抽出の意味であり、昔から一般的に行われていたくじの意味合いをそのまま踏襲したものではないかと思われる。
- ①検察審査会長には、検察審査員を3か月经験し、会議の雰囲気にも慣れた方が互選されており、最初は不慣れなところも感じられるが、本人の御努力もあり、うまく議事を進行されている。
- ①検察審査会は独立した機関という説明だったが、どこが監督しているのか。
 - ②不起訴相当と不起訴不当の議決には検察審査員11人のうち過半数、起訴相当には8人以上の票が必要ということだが、例えば、不起訴相当4人、不起訴不当4人、起訴相当3人といった場合はどうなるのか。
 - ③第二段階の議決の際には、一度目の議決のときの検察審査員はすべて入れ替わるのか。
 - ④検察審査会制度は長い歴史があるということだが、裁判員裁判では、モニターなどの映像を使ってわかりやすくする工夫や議論しやすい雰囲気作りなどの改善がされているが、検察審査会では、裁判員裁判でされているこれらの工夫や改善点が生かされているのか。
- ①検察審査会に対する監督庁はない。検察審査会事務局の職員は、裁判所事務官なので、裁判所職員として地方裁判所長の監督を受けるが、検察審査会事務については検察審査会長の指揮監督を受けることになる。
 - ②不起訴相当4人、不起訴不当4人、起訴相当3人の場合は、不起訴不当の議

決になる。起訴相当は不起訴不当の最たるものであるから、起訴相当が8人に至らないときは起訴相当の票数は不起訴不当に加えられ、この例では、不起訴不当の票数が過半数となるからである。

- ③一度目の議決に関与した検察審査員が第二段階の議決にも関与することになるかどうかは、一概には言えない。検察審査員の任期は6か月であるから、起訴相当の議決後、検察官が公訴提起をするかどうかを検討する期間と検察審査員の任期との関係で異なってくるからである。

④裁判員は、特定の日に呼出しを受け、三、四日程度の限られた時間の中で結論を出す必要があるのに対し、検察審査員の任期は6か月あり、じっくり時間をかけて意見をまとめることができることを踏まえて考える必要がある。実際のところ、検察審査員間で調整した日に会議を入れ、良い雰囲気審査を進められている。

- 裁判員裁判では、裁判員が記者会見で事件について話しているのを目にするが、視聴したDVDビデオでは、妻が夫に対して、検察審査員には守秘義務があるので、しゃべれないと言っていた。家でも何も言っはいけないということになると不安な面があるので、守秘義務の範囲等について質問したい。
- 守秘義務については、誰が何をしゃべったか、多数決の結果賛成が何人だったかなどといった事項が外部に出れば、今後自由に発言できなくなり、また、危害を加えられるおそれがあるため、自由な議論を行うべく制定された制度である。守秘義務は、もともとイギリス市民革命の際、国王に対する犯罪が裁判になり無罪となったとき、後に国王側から、仕返しをされるのを防止するためにできたと言われている。守秘義務があることで検察審査員と裁判員が守られるものだと理解していただければよい。
- ◎ 裁判は、法廷傍聴が可能で公開されているのに対し、検察審査会議は一切非公開である。守秘義務について裁判員と検察審査員とを比較する場合、被疑者や申立人のプライバシーを守るという視点も考える必要がある。不起訴が維持された

場合は、審査会議に提出された証拠の内容などは、一切外部に出ることはない。検察審査会の議決後に検察官が起訴した場合や起訴議決によって指定弁護士が強制起訴した場合にも、法廷で取り調べられてはじめてオープンになる。つまり、検察審査会の審査は中間段階のものだから、そこに提出された証拠の内容なども秘密にしなければならないのだと理解していただきたい。

ところで、裁判員候補者として出席するように依頼した場合、出席しない正当な理由がある者を除いて90パーセント以上の方が出席されている。検察審査会制度は60数年の歴史があるが、以前は、検察審査員の会議出席を確保するために、検察審査会事務局職員が電話を掛けたり自宅訪問をするなどの努力をしていたことがあったが、現在は、どの程度の方が出席されるのか。

- 昨年度のデータでは、神戸第一検察審査会で約79パーセント、伊丹や姫路でも約70～80パーセント程度の出席率である。
- 被疑者段階での捜査内容が秘密であるというのは理解できるが、せめて起訴議決した例については、議決の内容をもう少し公表してよいのではないか。例えば、検察審査会のメンバー構成（男女比、職種、弁護士が審査補助員として参加したかどうかなど）や検察審査会が議決にどの程度の時間を掛けたか程度は公表してよいのではないか。このような情報があれば、検察審査員が当該事件についてどの程度懸命に関与したかなどが分かるからである。
- ◎ 御指摘の点については、御意見として承る。

4.5. 次回の議題

- ◎ 追って各委員の御意見をお聞きした上、決定する（委員1人から、次回の議題については、前回の地方裁判所委員会でも非常に関心が高く、活発な議論が行われた裁判員裁判をテーマとし、委員が特定の事件の法廷傍聴を行うのが有益だとの意見が出されたので、検討したい。）。

4.6. 次回期日

- ◎ 追って調整する。